

<緑区福祉保健課健康づくり係 会計年度任用職員 登録募集職種一覧>

※各職については、以下の勤務条件の範囲内で設定されています。
任用が必要になった職について、改めてその職の勤務条件についてお伝えした上で選考を行います。

職種	資格要件	仕事内容	勤務地	勤務日	勤務時間	報酬	休暇	その他
健康づくり関係業務 看護職	保健師免許もしくは看護師免許 (原則、実務経験者)	①生活習慣病予防・生活習慣改善のための個別健康相談 ②各種集団健康教室やイベント等における運営補助 ③その他、所属長が必要と認める業務 ④大規模災害時の災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)	緑区福祉保健センター	原則月～金曜日(月1～3日程度)	8:45～17:15のうち、1日あたり4時間～7時間30分	時給1,680円(予定)	一定の要件を満たす場合に年次休暇・夏季休暇等を付与	・通勤費用(実費相当額)支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入
健康づくり関係業務 栄養士	管理栄養士免許もしくは栄養士免許 (原則、実務経験者)	①生活習慣病予防・生活習慣改善のための個別健康相談 ②各種集団健康教室やイベント等における運営補助 ③その他、所属長が必要と認める業務 ④大規模災害時の災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)	緑区福祉保健センター	原則月～金曜日(月1～3日程度)	8:45～17:15のうち、1日あたり4時間～7時間30分	時給1,680円(予定)	一定の要件を満たす場合に年次休暇・夏季休暇等を付与	・通勤費用(実費相当額)支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入
健康づくり関係業務 歯科衛生士	歯科衛生士免許 (原則、実務経験者)	①生活習慣病予防・生活習慣改善のための個別健康相談 ②各種集団健康教室やイベント等における運営補助 ③その他、所属長が必要と認める業務 ④大規模災害時の災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)	緑区福祉保健センター	原則月～金曜日(年間1～20日程度)	8:45～17:15のうち、1日あたり4時間～6時間15分	時給1,680円(予定)	一定の要件を満たす場合に年次休暇・夏季休暇等を付与	・通勤費用(実費相当額)支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入